

## 第1章 総則

### 1 目的

この審査基準は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「政令」という。）、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「省令」という。）および函館市火災予防条例（昭和48年条例第18号。以下「条例」という。）の規定に基づき設置される消防用設備等の技術上の基準について、統一的な運用を図るために必要な事項を定め、審査における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、審査手続きの簡素化を図ることを目的とする。

### 2 用語

この審査基準における法令名等の略称および用語の意義は、法、政令、省令および条例の定めによるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「建基法」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- (2) 「建基令」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- (3) 「労安法」とは、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）をいう。
- (4) 「労安法令」とは、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）をいう。
- (5) 「JIS」とは、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項）の日本産業規格をいう。

### 3 運用上の留意事項

- (1) 消防用設備等の法令基準では、明確にされていない事項で、運用上必要とされる事項および防火対象物の安全性の向上のため、これらのことを十分に理解し、防火対象物の関係者、設計者および施工者等に対し、十分な説明を行い、協力を得て実現すること。
- (2) 消防用設備等に関する各種技術開発を踏まえて、これらの消防用設備等の機能、特殊性を十分把握するように努め、実態にあった指導をすること。